

判決年月日	平成 2 3 年 9 月 2 7 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 2 2 年（ネ）第 1 0 0 3 9 号 第 1 0 0 5 6 号		
○ 出光石油化学の保有していたポリカーボネート樹脂製造装置に係る情報（営業秘密）について、一審被告らが共同して、出光石油化学の従業員をして不正に開示させて取得し、これを中国企業に開示した行為は、不正競争防止法 2 条 1 項 8 号の不正競争行為に当たるなどと主張して、出光石油化学を吸収合併した一審原告が、一審被告らに対して、営業秘密の使用等の差止め、廃棄、損害賠償を求めた事案において、一審被告らの一部かつ営業秘密の一部につき不正競争行為があったと認定した原判決が変更され、営業秘密全体について一審被告ら全員による不正競争行為があったとして、一審原告の請求が全部認容された事例			

（関連条文） 不正競争防止法2条1項8号，3条1項，同条2項，4条，民法709条

1 事案の概要

石油精製等を業とする株式会社であり、子会社であった出光石油化学株式会社を吸収合併した一審原告は、一審被告らが共同して、出光石油化学が保有していた営業秘密であるポリカーボネート樹脂製造装置（PCプラント）に関する図面・図表（本件図面図表）に記載された本件情報を出光石油化学の従業員をして不正に開示させて取得し、その取得した本件情報を中国の藍星（集団）総公司に開示した行為が、不正競争防止法2条1項8号の不正競争行為又は民法709条の不法行為に該当する旨主張して、一審被告らに対し、不正競争防止法3条1項に基づく本件図面図表の使用、開示の差止め、同条2項に基づく本件図面図表が記録された記録媒体の廃棄、同法4条（予備的に民法709条）に基づく損害賠償として2億9700万円の支払を求めた。

2 原判決の判断

原判決（東京地方裁判所平成19年（ワ）第4916号（第1事件），平成20年（ワ）第3404号（第2事件）は、出光石油化学が保有していたPCプラントに関する情報は営業秘密に当たるとした上で、一審第2事件被告らに関しては、本件図面図表の一部分についてのみ不正競争行為があったと認定し、その部分に関する使用、開示の差止めを認めるとともに、不正競争防止法4条に基づく損害賠償を1100万円の限度で認めたが、その余は棄却し、一審第1事件被告らに関しては、不正競争行為が認められないとして、同被告らに対する請求をいずれも棄却した。

3 本判決の判断

本判決は、出光石油化学が保有していたPCプラントに関する情報は営業秘密に当たるとした点では原判決と共通しているが、不正競争行為の成否とその範囲については、原判決と認定を異にした。すなわち、本判決は、原判決の認定した事実に加えて、それ以外の事実

についても認定した上で、不正開示された範囲は本件図面図表の全部であり、かつ、一審被告ら全員につき不正競争行為があったと認定し、不正競争防止法に基づく請求（同法 3 条 1 項に基づく本件図面図表の使用、開示の差止め、同条 2 項に基づく本件図面図表が記録された記録媒体の廃棄、同法 4 条に基づく損害賠償として 2 億 9 7 0 0 万円の支払）を全部認容した。